

函館放射線技師会 会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は函館放射線技師会と称する。
第 2 条 本会は診療放射線技師及びエックス線技師の向上と会員相互の親睦を図ることを目的とする。
第 3 条 本会は本会及び事務局を会長所属施設に置く。

第 2 章 会 員

- 第 4 条 本会は下記の会員を以って組織する。即ち、函館市、渡島・檜山地方に在住する診療放射線技師及びエックス線技師とする。
2 本会の会員は次の通りとする。
1) 正会員：本会の目的に賛同して入会した者
2) 終身会員：本会に在籍する満 60 歳以上の会費完納者で終身資格申請を行った者
第 5 条 正会員は会費として年間（現在 3 千円）を前もって納入するものとする。
2 免許取得年度に入会の場合、当該年度は全額免除とする。
3 終身会員は終身資格申請時に 5 万円以上を寄付するものとし、以後会費は免除されるものとする。
4 夫婦会員については一方の会費を 50% 減額とする。
5 産休・育休中の会員は休暇を開始した年度の会費が免除される。（会費納入済みの場合は次年度の会費を免除とする。但し、半年以上の休暇を取得した場合のみ免除とする）
第 6 条 日本診療放射線技師会に加入しているものが本会に加入する場合は事務局に加入手続きをする。
2 日本診療放射線技師会に未加入の者が本会に加入する場合は日本診療放射線技師会への入会手続きを同時にしなければならない。（但し、役員会にて認められた場合はこの限りではない）
3 都合により本会を退会するときは事務局に退会手続きをとる。

第 3 章 役 員

- 第 7 条 本会に下記の役員を置く。
会 長 1 名
副 会 長 3 名
理 事 7 名以上 10 名以内
監 事 2 名
第 8 条 各員の任期は 2 年とする。但し再任を妨げない。また役員は任期満了であっても後任者の定まるまでその役務を続行するものとする。
第 9 条 役員を選出するために選挙管理委員会を設ける。選挙管理委員会の構成は 2 名とし、その任期は 2 年とする。任命は会長の推薦とし、総会出席会員の承認を得るものとする。
第 10 条 選挙管理委員は次の業務を行う。
1) 選挙の告示
2) 役員の内候補届けの受理、資格審査
3) 総会に候補者氏名を報告
4) 選挙の結果を総会に報告

第 11 条 役員は総会において会員の選挙によって選ぶものとする。

- 1) 但し、会長立候補がない場合、会長の推薦により出席会員の承認を得るものとする。
- 2) 会長以下の役員は会長の推薦により出席会員の承認を得るものとする。

第 12 条 任期中に役員が退会もしくは役を辞したとき、他の役員の推薦により補充できる。就任した役員の任期は前任者の残存期間とする。

第 13 条 会長は本会を代表して会務を総括する。また副会長は会長を補佐し、会務を処理する。

第 14 条 理事は本会の会務の運営処理に当たる。

第 15 条 監事は本会役員の業務執行及び資産状況の監査を行う。

- 2 監事の任期は 2 年とする。任命は会長の推薦とし、総会出席会員の承認を得るものとする。

第 4 章 会 計

第 16 条 本会の運営経費は会費及び寄付金、その他の収入を以って次に充て、総会の議決を以って定める。

- 2 終身会員資格申請者による寄付金は一般会計とする。
- 3 定期事業は年毎に積立を行い、一般会計とは別に特別会計として扱う。

第 17 条 本会の会計年度は 4 月 1 日より 3 月末日とする。

第 5 章 集 会

第 18 条 本会の集会は総会、役員会並びに適時に研修会を開催する。総会等を招集するときは会議の日時、場所、目的、審議事項、その他の事項を記載した書面または会員の承諾を得て電磁的方法をもって事前に通知を発しなければならない。

- 2 総会は会員の資格を審査するため資格審査委員会を設ける。資格審査委員会の構成は 2 名とし、その任期は 2 年とする。任命は会長の推薦とし、総会出席会員の承認を得るものとする。
- 3 総会は会員の過半数の出席がなければこれを開催できない。会員は書面ならびに電磁的方法により代理人に議決権の行使を委任することができる。この場合は出席したものとみなす。

第 19 条 会長が必要と認めたとき、別に委員会を設置できる。委員会には委員長をおく。

第 6 章 会則の改正

第 20 条 本会則は会員の 3 分の 2 以上出席した総会で、その 3 分の 2 以上の同意を得なければこれを変更することはできない。

第 7 章 雑 則

第 21 条 本会は、一般社団法人北海道放射線技師会函館支部を兼ねる。

第 22 条 本会会長は、一般社団法人北海道放射線技師会函館支部の支部長を兼ねる。

附則

- 平成 11 年 03 月 27 日 本会則 第 1 章 第 3 条 改定
- 平成 19 年 03 月 25 日 本会則 第 2 章 第 5 条 改定
- 平成 23 年 03 月 26 日 本会則 第 1 条、第 2 条、第 4 条の文言の改定及び、
第 7 章雑則 第 21 条、第 22 条の追加、 附則の整理
- 平成 24 年 03 月 23 日 本会則 第 4 章 第 17 条 改定
- 平成 31 年 04 月 07 日 正会員会費改定
- 令和 02 年 05 月 08 日 本会則 第 1 章 第 2 条、第 2 章 第 4 条、第 6 条、第 3 章 第 7 条、第 14 条、
第 15 条 改定、第 15 条 2 追加、第 4 章 第 16 条 改定
- 令和 05 年 04 月 07 日 本会則 第 1 章 第 3 条、第 5 章 第 18 条 1、第 18 条 3 改定
- 令和 06 年 04 月 13 日 本会則 第 2 章 第 5 条 5 追加

函館放射線技師会諸規程

≫ 慶弔規程

- 第1条 本会会員である本人が結婚又は死亡したとき及び父母、配偶者、子が死亡したとき当規程を適用する。
- 2 会員が死亡したときは、弔慰金壹万円を給付する。
 - 3 会員及び会員の父母、配偶者、子が死亡したときは、弔電及び供花を贈ることができる。
- 第2条 会員が結婚するときは、祝電を贈ることができる。
- 第3条 その他、会長が必要と認めた場合、当規程に準じて行う。

≫ 旅費規程

- 第1条 会長は会務のため関係役員に出張を命ずることができる。
- 第2条 旅費はもっとも経済的な通常の経路及び方法により算出し支給する。
- 第3条 旅費の種類は次の通りとする。
- 1) 交通費：鉄道旅行について経路に応じて支給する。
 - 2) 日当：市内交通費及び食事代として5千円を支給する。
 - 3) 宿泊費：宿泊の必要に応じて実費を支給する。

≫ 表彰規程

(表彰の対象)

- 第1条 表彰の対象は、本会会員及び会員所属施設とし、次の各項に従い行なう。

(功労表彰)

- 1) 本会の発展に関し功績が抜群である者又は顕著な貢献があった者。
- 2) 放射線技術・研究に卓越した業績を発表し、多年にわたり函館の放射線技術の向上のために著しい功績のあった者。
- 3) 会長経験者
- 4) 永年にわたり役員を務め、会務に貢献した者。(但し、役員会等で認められた者)

(感謝状)

- 5) 本会の業務遂行にあたり多大な協力を頂いた会員所属施設及びその職員。(会場の提供・発表演題数)
- 6) その他、本会発展のため尽力してくれた本会会員以外の会、施設、者。

(永年勤続表彰)

- 7) 30年以上放射線業務に従事した者で、本会入会后引き続き10年以上会費を完納した者。
- 8) 前号の表彰を受けた者で放射線業務に40年以上従事した者。
- 9) 前号の表彰を受けた者で放射線業務に50年以上従事した者。

(表彰の審査)

- 第 2 条 表彰の審査は会長以下の役員で行う。また会長が必要と認めた場合は適当な人に審査を委嘱することができる。
- 2 同一賞を 2 度以上もしくは複数を授賞することは妨げないが、役員会で協議する。
 - 3 元会員・物故会員については、役員会の決議を以って、当規程の対象とすることができる。

(表彰の時期及び方法)

- 第 3 条 表彰は毎年年次総会において行うものとする。但し、特に必要と認めたときは臨時に行うことができる。
- 2 記念式典が行われる年度はその席上にて行う。
 - 3 表彰は表彰状を授与して行うものとする。
 - 4 前項の表彰状には副賞を添える場合もある。

(実施詳細)

- 第 4 条 この規程に定めるもののほかに必要な事項は会長が役員会に諮り、これを定める。

附 則

- 平成 13 年 11 月 03 日 表彰規程一部改定。
平成 16 年 03 月 27 日 記念品規程削除。
平成 23 年 03 月 26 日 慶弔規程・旅費規程・表彰規程の各条各項標記変更、文言一部改定。
平成 27 年 04 月 11 日 慶弔規程改定